

障がい者である職員の任免の状況の公表について

機 関 名 徳島県病院局

令和 8 年 6 月 1 日 現在

A 任免状況																
① 職員の数 ((注意) 2、3参照)			② 除外職員の数 ((注意) 3、4参照)			③ 旧除外職員の数 ((注意) 3、5参照)										
a 職員の数 (短時間勤務職員を除く)	b 短時間勤務職員の数	c 職員の総数 = a+(b×0.5)	d 除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	e 短時間勤務除外職員の数	f 除外職員の総数 = d+(e×0.5)	g 旧除外職員の数 (短時間勤務職員を除く)	h 短時間勤務旧除外職員の数	i 旧除外職員の総数 = g+(h×0.5)								
1436 人	46 人	1459.0 人	0 人	0 人	0 人	995 人	28 人	1009.0 人								
④ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者である職員の数 ((注意) 3、6参照)																
(イ) 重度身体障害者	(ロ) 重度身体障害者 以外の身体障害者	(ハ) 重度身体障害者 である短時間勤務職員	(ニ) 重度身体障害者 以外の身体障害者 である短時間勤務職員	(ホ) 重度身体障害者 である特定短時間勤務職員	(ヘ) 身体障害者の数 =(イ×2)+ロ+ハ +((ニ+ホ)×0.5)	(ト) 重度知的障害者	(チ) 重度知的障害者 以外の知的障害者	(リ) 重度知的障害者 である短時間勤務職員	(ル) 重度知的障害者 である特定短時間勤務職員	(ヲ) 知的障害者の数 =(ト×2)+チ+リ +((ル+ロ)×0.5)	(ワ) 精神障害者	(カ) 精神障害者 である短時間勤務職員	(コ) 精神障害者 である特定短時間勤務職員	(ク) 精神障害者の数 =ワ+カ+(コ×0.5)		
2 人	7 人	1 人	1 人	0 人	12.5 人	0 人	1 人	0 人	0 人	0 人	1.0 人	5 人	3 人	0 人	8.0 人	
B 上記に基づく計算																
⑤ 現在設定されている除外率((注意) 7参照)	⑥ 基準割合 = ③i/(①c-②f) ×100 ((注意) 8、9参照)	⑦ ⑥に基づく除外率 ((注意) 10参照)	⑧ 適用される除外率 ((注意) 11参照)	⑨ 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数 =①c-②f-((①c-②f)×⑧) ((注意) 12参照)	⑩ 障害者計 =④へ+④フ+④タ ((注意) 13参照)	⑪ 実雇用率 =(⑩/⑨)×100 ((注意) 14参照)	⑫ 法定雇用障害者数を達成するために採用しなければならない身体障害者、知的障害者又は精神障害者の数 ((注意) 15参照)									
35 %	69 %	35 %	35 %	949 人	21.5 人	2.27 %	4.5 人									
C 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数																
区 分		人 数	区 分		人 数	区 分		人 数								
視覚障害者 (第1号に該当する者)		0 人	肢体不自由者 (第4号に該当する者)		6 人	内部障害者 (第5号に該当する者)		4 人								
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)		1 人														
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)		0 人														
D 障害者雇用推進者		役職名 病院局長	氏名 蛭原 淑文		E 障害者活躍推進計画及びその取組の実施状況を公表しているURL		https://tph.pref.tokushima.lg.jp/aboutHospitalBreau/staffServiceReportingssystem/disabilitiesPromotionPlan/									